

見守り活動 をしましょう

地域で高齢者の孤立を防ぎましょう



名古屋市健康福祉局高齢福祉課

なぜ今、見守り・支えあいが重要なのでしょうか？

今、どのような見守り活動が行われているのだろう？

1 見守り活動の必要性と目的

少子高齢化の急速な進行と近所付き合いの希薄化や過度なプライバシー意識などから、高齢者の孤立死等が大きな社会的問題となっています。

名古屋市では、平成25年度より市内の新聞販売店と、孤立死の恐れのある世帯を発見した場合等に、各区役所に連絡していただく協力協定を結び、救助にもいたっています。日常のささいな変化に気づく地域の見守り活動が、孤立しがちな方々の安心な暮らしにつながります。

このハンドブックは、高齢者の見守り活動の一助となるよう作成しました。

2 見守り活動の内容

① 地域におけるサポート

- 民生委員・児童委員等による見守り活動
- 民間事業者
日常的に異常を発見することができる事業者
(例)新聞販売店による見守り活動

民生委員・児童委員ってどんな人？

「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱された方で、福祉に関する相談援助や、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、子育てサロンの活動など地域で身近な相談役として活動しております。民生委員・児童委員には守秘義務があり、ご相談いただいた内容の秘密は守ります。

② 名古屋市のサービス

区役所の高齢者福祉相談員による訪問活動、緊急通報事業(あんしん電話)、配食サービス(配食+安否確認)市内45ヵ所に高齢者の身近な相談窓口として、いきいき支援センター(地域包括支援センター)を設置。



このような事はありませんか？

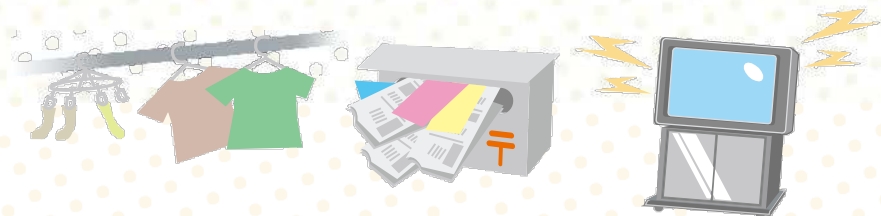
3 異常を発見するヒント



レベル1

住居の外から確認できること

- ポストに郵便物や新聞がたまっている。
- 電灯やテレビがずっとつけっぱなしになっている。
- 同じ洗濯物が出しっぱなしになっている。



本人に会えた場合

- 極端にやせていたり、体が異常に汚れている。
- 夏でも厚着をするなど、季節はずれの格好をしている。
- 同じ話を繰り返す、話の内容のつじつまが合わない、伝えただけの内容をすぐ忘れる。
- お店などで勘定ができない。同じものを大量に購入している。
- 無表情、ふさぎ込んでいる、話をしようとしなない。

レベル2

住居の外から確認できること

- 状況の極端な変化(ペットが衰弱、ごみが散乱している)

本人に会えた場合

- 不自然なケガやアザがみられる、体の不自然な変化について聞いても話したがない。

レベル3 緊急時

- 異臭がする。 ■人が倒れているのが見える。

※異変を感じた場合に確認できるとよいこと(例)

◆近隣住民からの情報収集

- 外出している様子はないか。誰か姿を見ていないか。
- よく行くお店・場所にこなくなっていないか。

◆最近までの様子を知る人はいないか。

◆居住状況の確認

- 住宅の玄関の鍵がかかっているかどうか。
- (住宅が賃貸であれば)大家や管理会社はわかるか。

4 異常発見からの対応の流れ その他、配慮すべき事項等



想定される状況と、対応例

| 状況 | 対応方法 |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| レベル1、レベル2 のような状況が数日 続いている場合 | 区役所（福祉課高齢福祉担当） へFAXにてご連絡ください。 |
| レベル3 緊急時 | 警察署や消防署 に通報してください。 |

○通報者への配慮

通報に誤りがあった場合、または、通報を行うことができなかった場合であっても、孤立世帯に生じた問題について、協力事業者には、その責任を問わない。

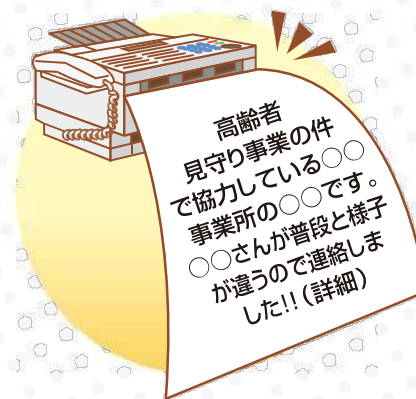
※個人情報保護法第16条(利用目的による制限)及び第23条(第三者提供の制限)は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、制限が適用除外になり、あらかじめ本人の同意を得なくてもよいとされている。

○孤立化させないためにできること

- 声かけをする。
- (いつもと様子が違うことに気づくために) 普段の生活状況を気にかける。

(通報例)

各区福祉課高齢福祉担当あて



○各区役所福祉課のFAX

| | |
|-------|----------|
| 千種区役所 | 751-3120 |
| 東区役所 | 936-4303 |
| 北区役所 | 914-2100 |
| 西区役所 | 521-0067 |
| 中村区役所 | 433-2074 |
| 中区役所 | 241-6986 |
| 昭和区役所 | 731-8900 |
| 瑞穂区役所 | 851-1350 |
| 熱田区役所 | 682-0346 |
| 中川区役所 | 352-7824 |
| 港区役所 | 651-1190 |
| 南区役所 | 811-6366 |
| 守山区役所 | 793-1451 |
| 緑区役所 | 621-6841 |
| 名東区役所 | 774-2781 |
| 天白区役所 | 802-9726 |

もっと知ってください!!

【参考】認知症高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活できるための取組み

●●●● はいかい高齢者おかえり支援事業 ●●●●

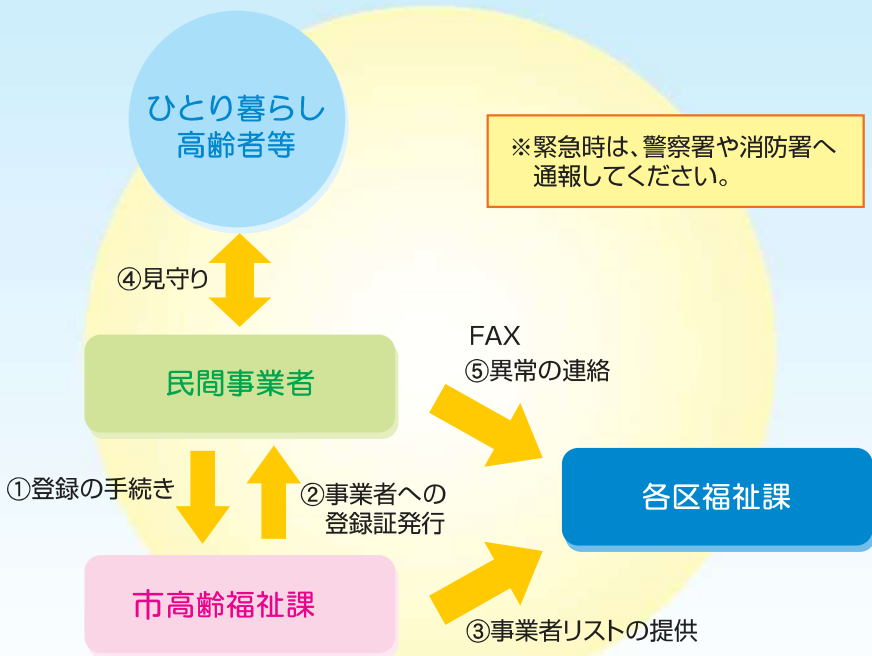
徘徊のおそれがある認知症高齢者の方の情報を事前に登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。市では、本事業のメールを受信する等の協力をいただく協力事業者を募集しています。

詳しくは
市ウェブサイト

●高齢者の見守り協力事業者を募集しております!!

高齢者見守り協力事業者登録制度とは？

- 高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように支援することを目的としています。
- 通常業務において、実際に異常を発見したら、各種関係機関に連絡してください。
- 連絡の有無により対象者に不利益が生じた場合でも、責任を負うものではありません。



編集・発行

名古屋市健康福祉局 高齢福祉課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL (052) 972-2549 FAX (052) 955-3367

発行／平成29年 3月

※この印刷物は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。